

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童手当法に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

児童手当法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和8年10月26日

[令和7年5月 様式3]

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の内容	<p>児童手当法の規定に従い、認定請求等の受理、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 児童手当法の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 児童手当法の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 児童手当法の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務。 児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。 児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務 <p>【中間サーバー】 情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、既存システム、統合利用番号連携サーバ等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。</p> <p>また、窓口や郵送での書類の受付以外に、サービス検索・電子申請機能により、電子申請を受領する。</p>
③対象人数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[10万人以上30万人未満]</div> <div> <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 </div> </div> </div>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	児童手当管理システム
②システムの機能	<p>児童手当の認定及び支払いに関する以下の機能</p> <ol style="list-style-type: none"> 受給者情報登録機能 請求者や受給者からの、認定請求、現況届、その他諸届等の情報を登録及び修正する機能。 所得算定機能 受給資格者の市町村民税の情報からの手当額を判定する機能。 通知書等作成機能 認定処理結果の通知書や、受給者への案内文を作成する機能。 振込データ作成機能 受給者の指定する銀行口座へ手当額の支払をするデータを作成する機能（全銀協統一フォーマット）。 その他 統計処理等。
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">[] 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;">[] 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;">[] 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;">[] 税務システム</div> <div style="width: 100%;">[○] その他 （子育て支援総合システム）</div> </div>

システム2～5

システム2	
①システムの名称	子育て支援総合システム
②システムの機能	子育て支援情報(保育所入所および保育料、児童手当、児童扶養手当、児童相談、母子父子寡婦福祉資金貸付金および償還、就園奨励幼児補助金)システム及びデータを住民情報等と連携統合管理しネットワークを経由して各業務所管課の端末機で運用を行う、なお、他システムからのデータ連携は共通基盤システムを介して行う。
③他のシステムとの接続	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム </div> <div> ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム </div> <div> ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム </div> <div> ☐ その他 () </div>
システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1. データ連携機能 住民情報系システム間で、定例に提供、利用しているデータ(住民の転出入データ等)を連携する機能。 2. ウイルス対策機能 住民情報系システム全体のウイルス対策ソフトを統括し、ウイルス定義ファイルの配信を行う機能。 3. ディレクトリサービス機能(Active Directory) システムを利用できるユーザや組織、コンピュータ等の情報とその属性を階層的に管理し、認証機能を提供する。 4. 更新プログラム配布機能(Windows Server Update Services (WSUS)) 脆弱性等に対応する更新プログラムを配布、管理する機能。 5. 文字管理機能 文字変換及び外字一元管理、外字配布を行う機能。 6. 帳票出力機能 共通基盤印刷専用ソフトウェア(Interstage List Creator)により印刷を行う機能。 7. 持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 Windowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。
③他のシステムとの接続	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム </div> <div> ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム </div> <div> ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム </div> <div> ☒ その他 (子育て支援総合システム) </div>
システム4	

①システムの名称	統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	<p>庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合（名寄）して管理するシステム及び市民からの申請データを管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 2. 情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3. 情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4. 符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5. オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能 6. 申請データ管理機能 マイナポータル・びったりサービスより申請されたデータを検索、管理、ダウンロードする機能

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバ、子育て支援総合システム)
システム5	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	1. 符号管理機能 「符号」と、「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、統合利用番号連携サーバ及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び情報提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (申請管理システム、e-Gov電子申請サービス)
システム7	

①システムの名称	申請管理システム	
②システムの機能	1. 連携サーバ サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能 2. 申請管理システム 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能	
③他のシステムとの接続	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム </div> <div> ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム </div> <div> ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム </div> <div> ☒ その他 （ サービス検索・電子申請機能 ） </div>	
システム8		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム </div> <div> ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム </div> <div> ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム </div> <div> ☐ その他 （ </div>	
システム9		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム </div> <div> ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム </div> <div> ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム </div> <div> ☐ その他 （ </div>	
システム10		
①システムの名称		
②システムの機能		
③他のシステムとの接続	<div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム </div> <div> ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム </div> <div> ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム </div> <div> ☐ その他 （ </div>	
システム11～15		
システム16～20		

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項（利用範囲）別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表 （主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 利用特定個人情報に「児童手当関係情報」等が含まれる項（42, 125, 141, 161の項） （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 利用特定個人情報に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（106, 107の項）
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

児童手当受給者台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・児童手当一般受給資格者及びその配偶者等(2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等(請求者が父母指定者の場合に限る。)) ・児童手当施設等受給資格者(個人であり被用者であるときに限る。) ・児童手当一般受給資格者が同居しないで監護する児童(生計を同じくする者であり、本市外に居住するときに限る。)	
その必要性	児童手当法の児童手当の認定等の審査において、受給資格者の所得情報および年金加入関係情報を確認し、適正な給付を行う必要があるため。 児童手当法による児童手当の支給に関する情報を、情報提供ネットワークシステムへ提供するため。	
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	

	その妥当性	<ul style="list-style-type: none">・その他識別情報(宛名番号)は、対象者の特定および個人番号の紐付をするために必要があるため。・連絡先等情報は、本人確認及び児童手当の適正な支給をするために必要があるため。・地方税関係情報は、児童手当の適正な支給をするために必要があるため。・業務関係情報は、児童手当の適正な支給をするために必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		こども青少年局　こども青少年育成部　こども家庭課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 戸籍住民課、税務運営課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 厚生労働省、日本年金機構、共済組合等、地方公共団体情報システム機構 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 各市区町村 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ 年金保険者 ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能 ）
③使用目的 ※		児童手当法に基づく事務を行うため。
④使用の主体	使用部署	こども青少年局こども青少年育成部こども家庭課、堺区役所子育て支援課、中区役所子育て支援課、東区役所子育て支援課、西区役所子育て支援課、南区役所子育て支援課、北区役所子育て支援課、美原区役所子育て支援課
	使用者数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">100人以上500人未満</div> <div style="margin: 0 10px;">]</div> <div style="text-align: left;"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> </div>
⑤使用方法		・児童手当受給者台帳ファイルへ記録し、児童手当の適正な支給を行うことに使用する。
	情報の突合	・認定請求及び各種届出の際に、本人の真正性の確認を行い、庁内識別番号(宛名番号)と個人番号を紐付けて利用する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する] (3) 件	＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		子育て支援総合システム維持管理業務	
①委託内容		子育て支援総合システム(児童手当管理システムを含む)の、ハードウェア保守・ソフトウェア保守等の維持管理業務を行う。	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		日本事務器株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>業務の一部を再委託する場合は、契約書により以下の条件を付している。</p> <p>1. 委託先は、個人情報取扱に係る事項について、委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督し、本市に再委託申請書及び以下の書類を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先業者から委託業者に提出される、個人情報等の保護に係る誓約書の写し。 ・再委託先業者から委託業者に提出される、秘密保持に関する誓約書の写し。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティに係る教育状況について、その実施状況が確認できる書類。 <p>2. 再委託の許諾については、本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査したうえで判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が正確に記載されていること。 ・再委託の範囲が業務の一部であり、かつ専門的な作業であること。 ・再委託する業務内容を具体的に明記していること。 ・全部又は大部分の再委託でないこと。 ・再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。 	
	⑥再委託事項	ソフトウェアの保守	
委託事項2～5			
委託事項2		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等に関するシステム保守	
①委託内容		統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のソフトウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>業務の一部を再委託する場合については、契約書により以下の条件を課している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、個人情報取扱に係る事項について委託先同様の義務を再委託先に負わせ、再委託先に対し遵守を監督すること。 ・再委託先事業者から委託先事業者提出される個人情報等の保護に係る誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先従事者から再委託先事業者提出される秘密保持に関する誓約書の写しを本市に提出すること。 ・再委託先の業務従事者に対するセキュリティ等に関する社員教育の実績書及び計画書を本市に提出すること。また再委託の許諾については本市に提出される再委託申請書を以下の観点から審査した上で、判断する。 ―再委託先の名称、所在地、連絡先電話番号が、正確に記載されていること。 ―再委託が、業務の一部かつ専門的な作業であること。 ―再委託する作業内容を具体的に明記していること。 ―全部又は大部分の再委託でないこと。 ―再委託する作業内容に関して、契約の履行に必要な専門的な作業の実績又は堺市若しくは他の自治体における対象業務の実績を有していること。 	
	⑥再委託事項	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業	

委託事項3		子育て支援業務事務処理センター業務	
①委託内容			
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div> <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 </div> <div> 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上 </div> </div>	
③委託先名		株式会社 パソナ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div><選択肢></div> <div>1) 再委託する 2) 再委託しない</div> </div>	
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		[☒] 提供を行っている (3) 件 [☐] 移転を行っている (3) 件 [] 行っていない	
提供先1		都道府県知事等	
①法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(42)	
②提供先における用途		生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報		児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数		[1万人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div><選択肢></div> <div> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		児童手当受給者のみ	
⑥提供方法		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> [☒] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 (</div> <div> [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙) </div> </div>	
⑦時期・頻度		照会を受けたら都度	

提供先2～5	
提供先2	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(125)
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">[1万人未満]</div> <div style="flex: 1;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者のみ
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (</div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	生活援護管理課、各区役所生活援護課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の41項に定める事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="flex: 1;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者のみ
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (</div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	毎月1回程度

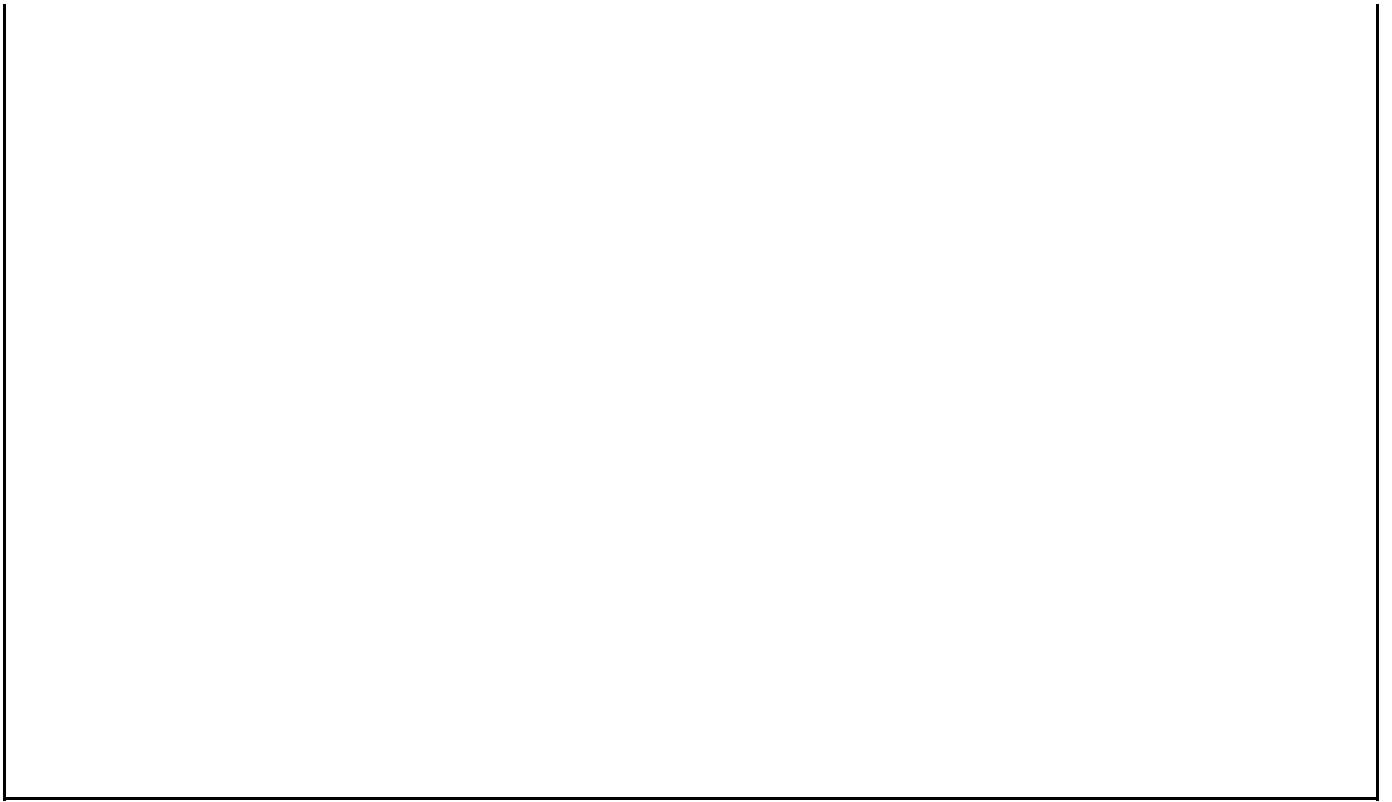
移転先2～5	
移転先2	生活援護管理課、各区役所生活援護課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の62項に定める事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)
③移転する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">[1万人未満]</div> <div style="flex: 1;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者のみ
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (</div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	毎月1回程度
移転先3	生活援護管理課、各区役所生活援護課
①法令上の根拠	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
②移転先における用途	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の7項に定める事務(生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)
③移転する情報	児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">[1万人未満]</div> <div style="flex: 1;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当受給者のみ
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> ☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (</div> <div> ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	毎月1回程度

移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>1. 保管場所の態様 堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管場所は堺市役所の情報システム室に設置している。 ・情報システム室内のサーバー等は、落下しないようにベルトを掛け、又はビス止めするなど転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。 ・情報システム室に火災報知器や消火設備等を設置するなどの防火措置を行っている。 ・情報システム室に漏水センサーを設置するなどの防水措置を行っている。 ・情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし、入口には監視カメラを設置している。 <p>2. 保管場所への立入制限・アクセス制限 堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム室への入室は許可された者のみが必要な区画のみに立ち入るように制限し、ICカードによる入室管理を行っている。 ・入室者は、情報システム室に入室する場合、身分証明書等を携帯している。 ・あらかじめ入室許可を受けていないものが障害等の突発的対応によって情報システム室に入る場合は、同室への入室を許可された職員等が付き添うものとし、外見上職員等と区別できるようにしている。 ・サーバー等は施錠できるラックに格納し、第三者による不正操作を防止している。 ・サーバーは管理者のユーザIDおよびパスワードによる認証によりログインし、許可されていない第三者の操作を防止している。 <p>3. ガバメントクラウドにおける措置</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 児童手当受給者台帳ファイル

1_認定番号,2_宛名番号,3_世帯番号,4_氏名,5_カナ氏名,6_通称名,7_カナ通称名,8_生年月日,9_性別コード,10_郵便番号,11_住所コード,12_住所,13_方書,14_転出先自治体コード,15_転出先郵便番号,16_転出先住所,17_転出先方書,18_在留期限(開始),19_在留期限(終了),20_管轄コード,21_電話番号,22_携帯番号,23_FAX番号,24_性別,25_在留資格,26_資格消滅日,27_資格消滅理由,28_銀行コード,29_本支店コード,30_銀行名,31_本支店名,32_口座種別,33_口座番号,34_口座名義人,35_配偶者カナ氏名,36_配偶者氏名,37_配偶者職I区分,38_配偶者通称名,39_配偶者カナ通称名,40_配偶者生年月日,41_配偶者在留資格,42_配偶者在留期限(開始),43_配偶者在留期限(終了),44_加入している年金,45_被用者区分,46_当初支給開始日,47_当初支給額,48_改定年月,49_改定支給額,50_児童氏名,51_児童カナ氏名,52_受給者からみた児童の続柄,53_児童生年月日,54_児童同別居区分,55_児童住所,56_児童方書,57_児童生計区分,58_児童支給開始日,59_児童資格消滅日,60_児童在留資格,61_児童在期限(開始),62_児童在期限(終了),63_児童通称名,64_児童カナ通称名,65_控除後所得額,66_扶養人数,67_老人数,68_支払額,69_徴収額,70_寄付額,71_個人番号,72_児童の個人番号(市外居住)



Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での児童手当受給者資格者情報の入手の際は、個人番号カード又は通知カード及びその他本人確認書類の確認を行い、受給資格者以外の情報の入手を防止している。 ・請求、届出内容や受給資格者の氏名、生年月日、住所等に誤りがないかを、児童手当管理システムを利用し確認を行っている。 ・請求書等は1人につき1通ずつ記載する様式とし、請求書等の記載例を窓口に例示し、受給資格者が本人以外の請求等を誤って行わないようにしている。 <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での児童手当受給者資格者情報の入手の際は、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・サービス検索・電子申請機能からの情報の入手にあたっては、市民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書等の様式を、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書式にしている。また、記載する項目も必要最小限の情報の記載となるようにしている。 ・不必要な書類は受け取らないようにしている。もし、不必要な書類が提出された場合は返却している。 ・受付時の個人情報が記載されているメモ類は、当該受付が終了後確実にシュレッダー処理を行う。 ・申請書類等については、特定個人情報の漏えいおよび紛失防止のため、施錠可能な書庫に保管する。 ・子育て支援総合システムは、インターネットと直接接続していない。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外の紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われないようアクセス制御を行う。 ・個人番号を利用する事務において、必要最低限の利用者のみにアクセス権限を付与する。 ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div> <div>[行っている]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 行っている</div> <div>2) 行っていない</div> </div> </div>
具体的な管理方法	<p>1. ユーザの認証方法</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>①ユーザ認証は3段階で実施している。児童手当管理システムを利用するときは、まずWindowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に、共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザー名(ユーザID)とパスワードにより、個人ごとのWindowsログオン認証を行う二要素認証を実施している。次に、ログオンした端末機から児童手当管理システムを利用する際、ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。</p> <p>システムを利用する必要がある職員を特定するとともに、当該職員の職責によりアクセス権限を設定している。</p> <p>②なりすましが行われなかったための対策</p> <p>堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、以下の対策を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有IDの利用を禁止している。 ・自己が利用しているユーザIDを他人に利用させない。 ・パスワードは、他者に知られないように管理(パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置いていない等)している。 ・パスワードは一定以上の長さとし、文字列は想像しにくいものにしていく。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 ・パスワードは自己により随時変更可能であり、定期的に変更している。 ・ユーザ登録時の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。 ・端末機にパスワードを記憶させていない。 ・離席時にはログアウトまたは端末機が操作できないようロックしている。 <p>2. 共通基盤システムのWindowsログオン認証について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パスワードは一定以上の長さとするのが必須となっており、自己により随時変更可能である。 ・初回パスワードは、初回ログイン時に強制的に変更している。 ・パスワードは強制的に一定期間ごとに変更している。 ・パスワード変更時は前回使用のパスワードに変更することはできないようになっている(継続使用不可)。 ・共通基盤システムのWindowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう講じている。 <p>3. サービス検索・電子申請機能について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務系端末上で申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、適切な認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限の発効、失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている。 ・特定個人情報の仕様の記録を残している。
リスクへの対策は十分か	<div> <div>[十分である]</div> <div> <div><選択肢></div> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div> </div>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。</p> <p>・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。</p> <p>・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。</p>	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [定めている] <div> <p><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 定めている 2) 定めていない </div> </div> </div>
規定の内容	<p>個人情報の取扱いについては、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例により、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。</p> <p>【契約内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密の保持について ・収集の制限について ・適正管理について ・返還、廃棄等について ・目的外使用等の禁止について ・複写及び複製の禁止について ・定期報告及び緊急時報告について ・監査又は検査について ・事故発生時における報告について ・損害賠償について ・契約の解除について
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <div> <p><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない </div> </div> </div>
具体的な方法	<p>・委託先と同等のリスク対策を実施している。</p>
その他の措置の内容	
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div> <p><選択肢></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> </div>

リスクへの対策は十分か

3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

子育て支援業務事務処理センターのスタッフの入退室管理を徹底し、スマートフォンや鞆等の私物は、別室の私物入れロッカーで保管し、執務スペース内への持込を禁止している。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	＜選択肢＞ 1) 定めている	2) 定めていない
<div> <div>ルールの内容及びルール遵守の確認方法</div> </div>			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<div></div>			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【児童手当管理システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・下記のシステムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p>【児童手当管理システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当管理システムのユーザ認証・権限管理機能では、ログイン時のユーザ認証の他に、ログイン・ログアウト・検索・照会・登録・修正・削除・帳表作成等を実施したユーザID、利用者氏名、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末機の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;">＜選択肢＞</div> <div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>		

リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【児童手当管理システムの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・下記のシステムのソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 <p>【児童手当管理システムのソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当管理システムは、自機関向けの中間サーバに対し、自機関向け統合利用連携サーバ及び共通基盤システムのみを経由し、通信および特定個人情報の提供を実施することにより、不正な方法で提供されることを防止している。 ・児童手当管理システムのユーザ認証・権限管理機能により、ログイン時のユーザ認証の他に、ログイン・ログアウト・検索・照会・登録・修正・削除・帳表作成等を実施したユーザID、利用者氏名、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な端末機の操作や、情報提供等を防止している。 <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク】

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

【入手した特定個人情報が不正確であるリスク】

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。

【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク】

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。
- ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。
- ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。

【不適切な方法で提供されるリスク】

＜中間サーバーの運用における措置＞

- ・中間サーバーへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。
- ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。
- ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。
- ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・セキュリティ管理機能（※）により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。
- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- （※）暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。
- ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。

【誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク】

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能（※）により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。
- ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
- （※）特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	
リスクへの対策は十分な	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【技術的対策】

- ・堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、以下の対策を行っている。
- ・サーバー及びパソコン等の端末に、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。
- ・不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施し、常に最新の状態を保っている。
- ・児童手当管理システムは、外部のインターネットと物理的に接続していない。
- ・情報システム管理者はセキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視し、障害が起きた際にも速やかに対応できるようにしている。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行っている。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っている。
- ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

- ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。
- ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。
- ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDOs対策を24時間365日講じる。
- ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
- ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
- ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。
- ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。

【物理的対策】

- ・パソコン端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div> ☐ 十分に行っている </div> <div> ☐ 十分に力を入れて行っている </div> <div> ☐ 十分に行っていない </div>
具体的な方法	<p>【堺市における措置】</p> <p>1. 教育・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、J-LISの「e-Learningによる情報セキュリティ研修」を実施し、本市における、個人情報の取扱い等に関する一般知識の習得及び意識レベルの向上に取り組んでいる。 ・情報セキュリティ担当者を対象に、「情報セキュリティの普及・啓発に係る取組み」に必要な知識の習得を目的とした研修を実施している。 ・毎年度、新任管理職及び新規採用の職員等を対象とした、情報セキュリティに関する研修を実施している。 <p>2. 中間サーバー・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 ・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	堺市 政策局 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・削除・中止を受けける。
③法令による特別の手続	特になし
④個人情報ファイル簿への不記載等	特になし
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	堺市 こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7331
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	児童手当受給資格者	・児童手当一般受給資格者及びその配偶者等(2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等(請求者が父母指定者の場合に限る。)) ・児童手当施設等受給資格者(個人であり被用者であるときに限る。) ・児童手当一般受給資格者が同居しないで監護する児童(生計を同じくする者であり、本市外に居住するときに限る。)	事前	
平成28年1月29日	(別添1)記録項目	(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 72.児童の個人番号(市外居住)	事前	
平成28年1月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生した	発生なし	発生あり その内容(ここでの記載は省略) 再発防止策の内容(ここでの記載は省略)	事後	
平成28年1月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	・入室権限を厳格に管理している電算機室にサーバーを設置し、情報の持ち出しを制限している。 ・共通基盤システムにおいて、個人番号管理ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を有する者を厳格に管理し、基本的に媒体接続は禁止しており、情報の持ち出しを制限している。 ・統合利用番号連携サーバーにおいて、特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限は限定し、事務に必要な情報に限定して連携している。	関係規定の整備 「データの外部持出し制限の強化」と「情報セキュリティ等のチェック体制の強化」を主な内容として、関係規定(堺市個人情報の適正管理に関する要綱、堺市情報セキュリティポリシー)を改正する。	事後	
平成28年1月29日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスクへの対策は十分か	十分である	特に力を入れている	事後	
平成28年1月29日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2015/8/25	2016/1/20	事前	
平成28年4月1日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	宮前 安紀子	石戸 博晃	事後	
平成28年4月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	(ここでの記載は省略)	(ここでの記載は省略)	事後	
平成28年6月10日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2016/1/20	2016/6/10	事後	
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条(利用範囲)別表第一の15項の生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の41項に定める事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務)	事後	
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条	事後	
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先2 ②移転先における用途	番号法第9条(利用範囲)別表第一の63項の中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の62項に定める事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務)	事後	
平成28年6月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先3	なし	追加(ここでの記載は省略)	事後	
平成28年10月31日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	1から6まで(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 7. 持ち出し制限機能 使用できる媒体を制限するとともに端末からデータを持ち出す際は上長の承認を必須とする機能。 8. 生体認証機能 Windowsログオン認証前に生体(顔)による認証を行う機能。	事前	
平成28年10月31日	Ⅰ 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)別表第一の56項	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成28年10月31日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26.30.87) (別表第二における情報照会)の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74.75)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26.30.87) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」が含まれる条(19.44) (別表第二における情報照会)の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74.75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	

平成28年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	1件	2件	事前	
平成28年10月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(ここでの記載は省略)	委託事項2を追加	事前	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)の3に規定する「(8)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」	堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」	事後	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法	①ユーザ認証は2段階で実施している。児童手当管理システムを利用するときは、まず端末機のログイン時に、共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザー名(ユーザID)とパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行っている。	①ユーザ認証は3段階で実施している。児童手当管理システムを利用するときは、まずWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行い、次に、共通基盤システムのディレクトリサービス機能において、許可された個人ごとに付与したユーザー名(ユーザID)とパスワードにより、個人ごとのWindowsログイン認証を行う二要素認証を実施している。	事後	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法 1. ユーザの認証方法	②なりすましが行われないための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに關し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	②なりすましが行われないための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに關し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバーにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。	事後	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 具体的な管理方法 2. 共通基盤システムのWindowsログイン認証について	(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 ・共通基盤システムのWindowsログイン認証前に生体(顔)による認証を行うことにより、なりすましが行われないよう讀んでいる。	事前	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第5項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	・違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。	事前	
平成28年10月31日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(ここでの記載は省略)	以下の文言を追加 ・許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 ・ファイルの持ち出しについて、持出し申請者を限定するとともに、上長の承認が必要であり、また、上長の承認を得たファイルは、申請した者しか持ち出すことが出来ないように制限している。 ・いつ、誰が、どの端末で、どのデバイスに、どのファイルを持ち出し、持ち込みしたか、誰が持出し承認したかを記録するとともに、記録を取得していることを関係者に周知し、不正な持出しを抑止している。	事前	
平成28年10月31日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2016/6/10	2016/10/20	事後	
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	2件	3件	事前	
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託の有無	2件	3件	事前	
平成29年1月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		委託事項3を追加	事前	
平成29年1月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		以下の文章を追加 子育て支援業務事務処理センターのスタッフの入退室管理を徹底し、スマートフォンや鞆等の私物は、別室の私物入れロッカーで保管し、執務スペース内への持込を禁止している。	事前	
平成29年1月31日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2016/10/20	2017/1/10	事後	
平成29年4月30日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2017/1/10	2017/4/14	事後	
令和3年4月1日	Ⅰ 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	石戸 博晃	中原 伸浩	事後	
令和4年9月30日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		7. 児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事前	

令和5年1月31日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 統合利用番号連携サーバー ②システムの機能	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 1. 宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 2. 情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3. 情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4. 符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5. オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能	庁内の各システムが保有する固有宛名番号を、本市内で統合(名寄)して管理するシステム及び市民からの申請データを管理するシステムであり、主な機能は以下のとおり。 1. 宛名管理機能 各システム固有宛名番号と本市内統合宛名番号の管理機能 2. 情報提供機能 業務情報を中間サーバーに提供するための機能 3. 情報照会機能 他機関へ照会するための機能 4. 符号要求機能 処理通番、符号の要求データを既存住基システムに送信する機能 5. オンライン機能 オンラインでの統合宛名の検索、更新機能 6. 申請データ管理機能 マイナポータル・びったりサービスより申請されたデータを検索、管理、ダウンロードする機能		
令和5年1月31日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	中原 伸浩	子ども家庭課長		
令和7年7月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付 2. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付 3. 児童手当法の未支払の児童手当若しくは特例給付	1. 児童手当法の児童手当 2. 児童手当法の児童手当 3. 児童手当法の未支払の児童手当 【中間サーバー】 情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行うことが必要である。また、この情報提供ネットワークシステムにおいては、各機関は特定個人情報情報を分散管理することとされていることから、情報提供のために既存システムのデータベースを他情報保有機関から直接参照することは、セキュリティ上好ましくない。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを設置することとする。 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合利用番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の機能を実現するもので、本市においても、この機能を利用し、他の団体との情報提供、入手に係る業務を実施する。 中間サーバーは、地方公共団体情報システム機構が設置するものを共同利用する。	事後	
令和7年7月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	省略	11. 自己情報提供機能 自己情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 12. お知らせ機能 お知らせ機能は、お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	
令和7年7月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条(利用範囲)別表第一の56項項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)別表81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和7年7月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26,30,87) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」が含まれる項(19,44)(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74,75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 利用特定個人情報に「児童手当関係情報」等が含まれる項(42, 125, 141, 161の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 利用特定個人情報に「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(106, 107の項)	事後	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	児童手当法の児童手当若しくは特例給付の認定等の審査において、受給資格者の所得情報および年金加入関係情報を確認し、適正な給付を行う必要があるため。 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報を、情報提供ネットワークシステムへ提供するため必要があるため。	児童手当法の児童手当の認定等の審査において、受給資格者の所得情報および年金加入関係情報を確認し、適正な給付を行う必要があるため。 児童手当法による児童手当の支給に関する情報を、情報提供ネットワークシステムへ提供するため必要があるため。	事後	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目	・その他識別情報(宛名番号)は、対象者の特定および個人番号の紐付をするために必要があるため。 ・連絡先等情報は、本人確認及び児童手当若しくは特例給付の適正な支給をするために必要があるため。 ・地方税関係情報は、児童手当若しくは特例給付の適正な支給をするために必要があるため。 ・業務関係情報は、児童手当若しくは特例給付の適正な支給をするために必要があるため。	・その他識別情報(宛名番号)は、対象者の特定および個人番号の紐付をするために必要があるため。 ・連絡先等情報は、本人確認及び児童手当の適正な支給をするために必要があるため。 ・地方税関係情報は、児童手当の適正な支給をするために必要があるため。 ・業務関係情報は、児童手当の適正な支給をするために必要があるため。	事後	
令和7年7月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民税管理課	税務運営課	事後	

令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・児童手当受給者台帳ファイルへ記録し、児童手当若しくは特例給付の適正な支給を行うことに使用する。	・児童手当受給者台帳ファイルへ記録し、児童手当の適正な支給を行うことに使用する。	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託⑥再委託事項	アプリケーションソフトの保守(児童手当管理システム含む)	ソフトウェアの保守	事前	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。	統合利用番号連携サーバー、共通基盤システム等のソフトウェア保守作業、職員からの問い合わせに対する調査等を行う。	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 再委託⑥再委託事項	共通基盤システム保守業務及び統合利用番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業	共通基盤システム保守業務及び番号連携サーバーにかかる随時作業及び運用設計作業	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二項(26)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(42)	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ	児童手当受給者のみ	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2	省略	削除	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二項(87)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表(125)	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ	児童手当受給者のみ	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1、2、3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	児童手当若しくは特例給付受給者のみ	児童手当受給者のみ	事後	
令和7年7月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	省略	省略 3. ガバメントクラウドにおける措置 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・目的外の紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われないようアクセス制御を行う。 ・個人番号を利用する事務において、必要最低限の利用者のみにアクセス権限を付与する。	・目的外の紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われないようアクセス制御を行う。 ・個人番号を利用する事務において、必要最低限の利用者のみにアクセス権限を付与する。 ・評価対象の事務に必要な情報のみを記録している。 ・個人番号を利用できる業務からは個人番号にアクセスすることはできない。	事後	

令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザの認証の管理	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第3項に規定する「(9)操作を許可された者 以外に端末機若しくはサーバの操作方法を教示し、又は端末機若しくはサーバの操作をさせないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱第13条(職員の責務)第4項に規定する「(1) 他人に自己の保有するIDを使用させないこと。」「(2) 自己の保有するパスワードに関し、他に知られないよう適切な管理を行うこと。」「(3) パスワードは、十分な長さのもので第三者が想像しにくいものとする。」「(4) パスワードは、定期的に変更すること。」「(5) 端末機及びサーバにパスワードを記憶させないこと。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・共有IDの利用を禁止している。 ・自己が利用しているユーザIDを他人に利用させない。 ・パスワードは、他者に知られないように管理(パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置いていない等)している。 ・パスワードは一定以上の長さとし、文字列は想像しにくいものになっている。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 ・パスワードは自己により随時変更可能であり、定期的に変更している。 ・ユーザ登録時の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。 ・端末機にパスワードを記憶させていない。 ・離席時にはログアウトまたは端末機が操作できないようロックしている。	1. ユーザの認証方法 堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、以下の対策を行っている。 ②なりすましが行われなかったための対策 堺市情報セキュリティ対策基準要綱に基づき、以下の対策を行っている。 ・共有IDの利用を禁止している。 ・自己が利用しているユーザIDを他人に利用させない。 ・パスワードは、他者に知られないように管理(パスワードの照会等には一切応じない、パスワードのメモを机上等に置いていない等)している。 ・パスワードは一定以上の長さとし、文字列は想像しにくいものになっている。 ・パスワードが流出したおそれがある場合には、情報システム管理者に速やかに報告し、パスワードを速やかに変更している。 ・パスワードは自己により随時変更可能であり、定期的に変更している。 ・ユーザ登録時の仮のパスワードは、最初のログイン時点で変更している。 ・端末機にパスワードを記憶させていない。 ・離席時にはログアウトまたは端末機が操作できないようロックしている。	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・違反行為を行った職員に対する措置 堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。 ・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。	削除	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報の取扱いの委託 規定の内容	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報保護条例により、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	個人情報の取扱いについては、堺市個人情報の保護に関する法律施行条例により、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱うように委託契約書において特記事項として定めている。	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 5. 特定個人情報の取扱いの委託 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		提供・移転しない	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに関する措置の内容	【中間サーバの運用における措置】 ・中間サーバへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバ・ソフトウェアにおける措置による対策を実施している。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	【中間サーバの運用における措置】 ・中間サーバへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 (※2) 番号法別表及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに関する措置の内容	【中間サーバの運用における措置】 ・中間サーバへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・定められたルールを順守し適切に運用を行っている。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。 ・中間サーバ・ソフトウェアにおける措置による	【中間サーバの運用における措置】 ・中間サーバへのユーザのアクセス権限は、必要最低限の人数、参照範囲、権限としている。 ・自己のユーザID、パスワードは適切に管理し、パスワードが他者に知られることのないよう厳重に管理している。 ・離席時は必ずログアウトし、なりすましによる操作を防止している。 ・堺市情報セキュリティポリシーなどに基づく研修を実施するなど、人的対策を行っている。	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	省略	省略	事後	

令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 その他の措置の内容		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 保管場所 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	省略	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日調べる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	<p>2. 違反行為を行った職員に対する措置</p> <p>堺市個人情報保護条例第6章(罰則)規定及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱第15条(侵害時の対応)第10項に規定する「市長は、職員による不正なアクセス又はその結果により、データの漏洩、破壊若しくは改ざん又はこれらを原因とするシステムダウン等により業務に深刻な影響をもたらした場合は、当該職員を懲戒処分等の対象とするものとする。」に基づき、以下の対策を行っている。</p> <p>・違反行為を行ったものに対しては、違反行為の程度によっては地方公務員法による懲戒の対象としている。</p>	削除	事後	
令和7年7月1日	Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策		<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>・具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和7年7月1日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	2022/12/31	2025/7/1	事前	
令和8年10月26日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ②事務の内容		また、窓口や郵送での書類の受付以外に、サービス検索・電子申請機能により、電子申請を受領する。	事前	
令和8年10月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称		サービス検索・電子申請機	事前	
令和8年10月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能		<p>1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能</p>	事前	
令和8年10月26日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの連携		【○】その他(申請管理システム、e-Gov電子申請サービス)	事前	

令和8年10月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称		申請管理システム	事前	
令和8年10月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能		1. 連携サーバ サービス検索・電子申請機能で受け付けた電子申請データを申請管理システムに連携する機能 2. 申請管理システム 連携サーバから連携された電子申請データを参照する機能	事前	
令和8年10月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの連携		【○】その他（サービス検索・電子申請機能）	事前	
令和8年10月26日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課	こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課	事後	
令和8年10月26日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長	こども家庭課長	事後	
令和8年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 期本情報 ⑥事務担当部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課	こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課	事後	
令和8年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【○】その他（住民基本台帳ネットワークシステム）	【○】その他（住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能）	事前	
令和8年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課、堺区役所子育て支援課、中区役所子育て支援課、東区役所子育て支援課、西区役所子育て支援課、南区役所子育て支援課、北区役所子育て支援課、美原区役所子育て支援課	こども青少年局こども青少年育成部こども家庭課、堺区役所子育て支援課、中区役所子育て支援課、東区役所子育て支援課、西区役所子育て支援課、南区役所子育て支援課、北区役所子育て支援課、美原区役所子育て支援課	事後	
令和8年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	電算機室	情報システム室	事後	
令和8年10月26日	IIIリスク対策 2. 特定個人情報の入手・リスク：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	省略	省略 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 ・窓口での児童手当受給者資格者情報の入手の際は、本人が必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とし、必要最小限の情報の記載となるようにする。 ・サービス検索・電子申請機能からの情報の入手にあたっては、市民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事前	
令和8年10月26日	IIIリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	省略	省略 3. サービス検索・電子申請機能について ・業務系端末上で申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、適切な認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事前	
令和8年10月26日	IIIリスク対策 7. 特定個人情報ファイルの保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	省略	省略 【物理的対策】 ・パソコン端末については、業務時間内のセキュリティファイヤー等による固定などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定された USBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管などの安全管理措置を講じている。	事前	
令和8年10月26日	IV開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	堺市市長公室広報部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439	堺市 政策局 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439	事後	
令和8年10月26日	IV開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課	堺市 こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課	事後	